

## 10 小松組建築設計事務所の設計誤りについて

8月28日の記者会見でお知らせした小松組建築設計事務所(所在地:北上市和賀町藤根14-158)が設計を行った物件の一部に、建築基準法に規定する耐力壁に関する設計誤りがあったことについて、その後市で行った対応についてお知らせします。

8月20日 これまでに同事務所が設計し、市内で建築確認のあった7件について、建築基準法第12条第5項に基づく建築物に関する調査とその報告を求めました。

9月8日 市が上記の報告書を受理し、内容を調査した結果、2件の住宅に壁量不足が認められました。

9月18日 市は、この2件の建築物について、同事務所に対して是正計画書及び工程表の提出を求めました。

10月2日 市が是正計画書を受理し、内容を調査した結果、同事務所が建築主と是正内容について協議を行わないまま市に資料を提出していたことから、同事務所と建築主とで協議を行い、その内容を市に報告するように指示しました。

現在の状況 是正計画書の内容にも耐力壁の配置に不適切と認められる点があったことから、その是正及び同事務所と建築主との協議の内容を市に報告するように求めています。

今後の対応 市としては、県と協議しながら、同事務所に対し、早急に2件の住宅の壁量不足を是正させるため継続して指導し、是正措置を行った後、完了報告を求めることとしています。

<担当 建設部 都市政策課 24-2111 内線541>